

# 司法修習生の給与制の維持を！

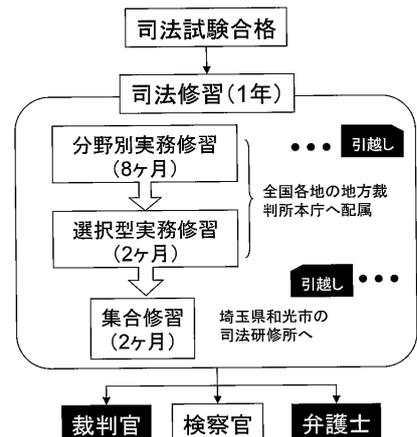
自由法曹団  
全国労働組合総連合  
日本国民救援会

## 1 司法修習生の給与制問題とは？

日本では、司法試験に合格しただけでは法律実務家（弁護士・裁判官・検察官）にはなれず、最高裁判所の監督の下に右表のように1年間の研修（＝司法修習）を受けた上でさらに試験に合格しなければなりません。これは、法律を解釈・適用することにより法律関係の確定をはかる裁判の実務を担う弁護士、裁判官、検察官に、この公益をはかる役割を果たしうよう高い職業意識、倫理観、技術の習得を要求したものです。

そして、修習の実効をあげるために、修習専念義務を課して他業を禁止する一方、修習期間中は国費で給与を支給することとなっていました（旧裁判所法67条2項）。

ところが、小泉内閣時代の2004年に「法曹（弁護士・裁判官・検察官のこと）になるのは自己の利益のためだからそのための費用は自己責任で持つべき」という発想で裁判所法が変えられ、本年11月からは月額23万円程度の貸与制に移行されようとしています（現行裁判所法67条2項）。これが「司法修習生の給与制問題」です。



## 2 給与制廃止の問題点

- (1) 問題点その1＝修習専念義務を課しておきながら給与を支給しないのは背理
- ① 修習専念義務を課して他業を禁止しておいて給与を支給しないのでは、仕事をしなくても生活できるお金持ちしかこの職業を選べません。これは職業選択の自由（憲法22条）に対する不合理な制約となります。
  - ② また、裁判所職員同様に最高裁の監督下において修習に従事させておいて給与を支給しないのはただ働きをさせるものです。
  - ③ 税務署職員や自衛隊員、海上保安官、航空管制官などは各官庁の設置する専門大学で給与の支給を受けながら研修を受けています。純粋に民間ですが、臨床研修医は2年間給与等にあてるため公費から補助が出ています。こうした方々と比べて司法修習生だけが給与を支給されないというのは不合理な差別となります。

## (2) 問題点その2 = 国際社会に照らし非常識

給与制の廃止を決めた第161回国会衆議院法務委員会において、山崎潮政府参考人（元司法制度改革推進本部事務局長）は、弁護士・裁判官・検察官の養成制度として日本と同様に司法修習をおこなっている国はドイツと韓国で、いずれも給費制をとっていると答弁しています。つまり、司法試験合格者に他業を禁じて司法修習を受けさせ、なおかつ給与も支給しないなどという国は日本だけであり、貸与制への移行は国際社会に照らし非常識というほかありません。

## (3) 問題点その3 = 借金づけでは人権の守り手が少なくなってしまう

4年生大学を出てさらに3年間ロースクールに通う間の学費は平均年100万円としても700万円になります。このほかに生活費もかかりますので、学業を優先すれば自ずと奨学金に頼らざるを得ません。給与制のある現在でさえ、平均で約320万円、多い人は1000万円を超える借金を抱えるようになっています（右表参照）。修習期間中も月額23万円の借金をするとすれば、実務家になる時点で平均600万円、多い人は1500万円近くの借金（月額5万円の返済で25年間かかる）を背負うこととなります。

日本弁護士連合会の事前研修(2009年11月19日、20日)のアンケート結果に基づく。

アンケート回答数	1528名
貸付制の奨学金や教育ローンを 利用していない	721名(47.19%)
利用していた	807名(52.81%)
有効回答数	783名(総額表示のある回答)
最低奨学金総額	・・・50万円
最高奨学金総額	・・・1200万円
平均奨学金総額	・・・318万8千円

そして、世の中全体が貧困化してきている上、弁護士資格をとっても就職口がみつからず登録をしない人が増えています（下表参照）。これでは多額の借金を返済するのは大変でしょう。

こうなるとは、収入に直結しないけれども「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法1条1項）弁護士が取り組んできた多種多様な公益分野の仕事（下表参照）に取り組むことはだんだんと困難となり、活動をする人が減ってしまいかねません。そ

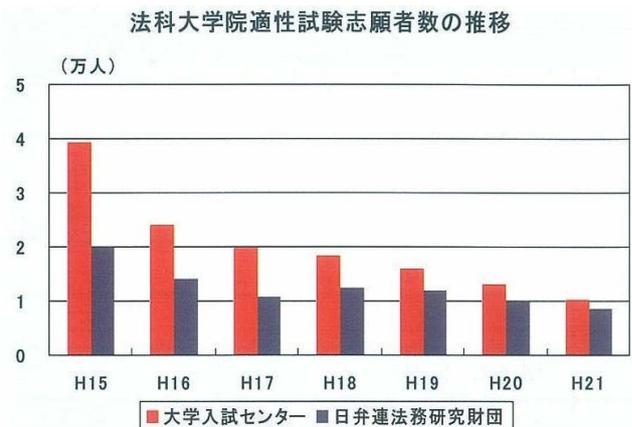
修習期	修習終了者数	修習終了日	修習終了時点の就職状況				
			裁判官	検察官	弁護士	弁護士未登録者	
						人数(※1)	割合(対修習終了者数)
現60期	1,397	2007.9.4	52	71	1,204	70	5.0%
新60期	979	2007.12.19	66	42	839	32	3.3%
現61期	609	2008.8.31	24	20	532	33	5.4%
新61期	1,731	2008.12.17	75	73	1,494	89	5.1%
現62期	354	2009.9.2	7	11	285	51	14.4%
新62期	1,992	2009.12.16	99	67	1,693	133	6.7%

うなるとは、助けを必要とする市民に法の救済が及ばないことになってしまいます。

えん罪弁護	消費者被害救済	公害訴訟	児童虐待防止	弁護士過疎の解消
当番弁護	労働者の権利擁護	薬害訴訟	高齢者支援	無料法律相談
国選弁護	生活保護申請支援	環境訴訟	障害者支援	学習会活動
犯罪被害者支援	オンブズマン活動	戦後補償等	DV被害者支援	立法提言活動

#### (4) 問題点その4＝経済事情から多様な人材が集まらない

法曹養成制度改革は「多様な人材を得る」ことを標榜していました。しかし、実際には、司法試験受験資格を得るためのロースクール入学に向けた適性試験の受験者は年々減っており、右グラフのように今や1万人を切っています。ロースクールの始まった平成15年度は4万人でしたから、すでに5分の1近くにまで減っています。



給与制が廃止になり、「借金をしなくても1年間無給で生活できるようなお金持ち」しか法曹になれなくなったのでは、法曹養成制度改革が標榜した「多様な人材を得る」ことは極めて困難となるでしょう。

#### (5) 問題点その5＝法曹（弁護士・裁判官・検察官）の変質をもたらす

もともと司法修習生の給与制は、国が弁護士、裁判官、検察官を養成することで、高い使命感・公共心をもって職務にあたらせるために導入されていました。法律家自身、そうした公的立場にあることの自覚を高め、より広い分野で国民のために活動することが求められています。しかし、「法曹になるのは自分の利益のためだから貸与制でいいんだ」となれば、弁護士、裁判官、検察官は社会的責務を負わない自分の利益だけ追求する存在へと変質させられてしまいます。

## 4 給与制維持のために～みなさまへのご協力のお願い～

国の予算 88 兆 5480 億円（平成 21 年度）に対し、裁判所の予算はたったの 3423 億 6000 万円（0.4%弱）です。そのなかでも司法修習生の給与及び交通費等は 108 億 9492 万円で全体の 3%程度（国の予算の 0.012%）に過ぎません。これは在日米軍に対する「思いやり予算」約 1900 億円のわずかに 5.7%であり、政府が国民に対して「思いやり」をもつのであれば、十分実現できることです。

日本弁護士連合会は今、法曹がその社会的使命を果たす存在であることを守るために、再び裁判所法を改正して給与制を復活させるための署名に取り組んでいます。また、「事は法律家だけの問題ではない」として市民連絡会がつくられ、各地で宣伝や市民集会がおこなわれています。給与制維持に向けて署名（裏面）へのご協力をお願いいたします。

**問い合わせ先：自由法曹団（電話 03-3814-3971 / FAX 03-3814-2623）**

※ 本リーフレットの表、グラフは、日本弁護士連合会の許可を得て、同会発行のパンフレットから転載させていただいています。

# 司法修習生の給費制の存続を求める請願書

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

2010年 月 日

## ■【請願趣旨】

2004年12月、国会において、司法修習生への給費制を廃止して、国が司法修習生に修習資金を貸与する制度(貸与制)に切り替える旨の改正裁判所法が成立しました。同改正に際しては、衆参両院で附帯決議がなされ、政府及び最高裁判所は「改正」法施行に当たり、「統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれないことがないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと」が明記されていますが、同改正法自体に手が加えられることはなく、同改正法の施行期日は、本年11月1日に迫っています。

しかしながら、日弁連が行った2009年11月19日のアンケート結果によると、司法修習生の1528名のうち、奨学金などの債務を負担する者が半数以上(約53%)おり、平均負担額は約318万円で最高負担額は1200万円であるという実態が明らかになりました。

また、法科大学院入学のための適性試験志願者数は、2003年度の約5万9000人から平成21年度には約1万9000人に減少し、法科大学院への社会人入学者の割合も2004年度の約48%から2010年度には約30%まで減少しています。

このような状況下で給費制が廃止されれば、法律家を目指す人がさらに減少し、まさに、上記附帯決議が指摘した弊害「経済的事情から法曹への道を断念する事態」が生じる可能性が大きいと言えます。

医師については2004年以降国家試験に合格した医師には2年間の臨床研修及び研修専念義務が課される一方、研修医が研修に専念することができるよう、相応の予算措置がなされています。

期待される役割の公共性・公益性において医師と法律家には共通点が多く、法律家は市民の「権利の守り手」ともいふべき役割を果たしています。「権利の守り手」たる法律家になるために修習専念義務を負う司法修習生についても医師と同様に、給費制を存続すべきです。

有為で多様な人材を法律家として社会に送り出すために、私たちは、次の請願事項を求めます。

## ■【請願事項】

司法修習生の修習費用の給費制を存続させるため、裁判所法を改正してください。

氏名	住所

\* 上記個人情報 は本目的以外には使用しません。

署名集約団体 **日本弁護士連合会**

集約単位会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目1番3号

電話03(3580)9841 FAX 03(3580)2866

取扱団体

自由法曹団

弁護士会